

# 組織改正に伴う保安規定の改正について

関西電力株式会社  
原子力事業本部

2020年5月12日

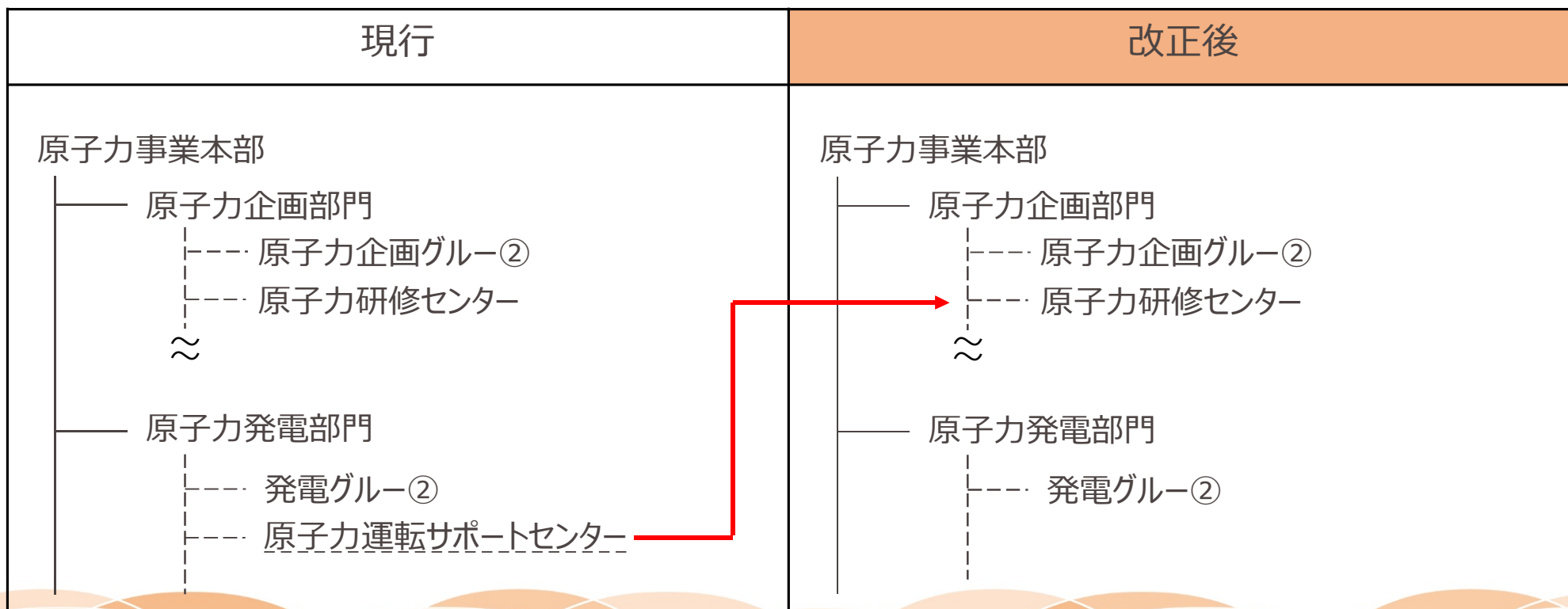
# 1. 組織改正の概要・目的

## ① 原子力研修センターと原子力運転サポートセンターの統合

原子力発電部門の「原子力運転サポートセンター」を原子力企画部門の「原子力研修センター」と統合する。(原子力企画部門の所管とする)

(組織改正の目的)

原子力の要員育成を行っている両センターを統合し、原子力部門の教育を統括する原子力企画部門の所管とすることにより、原子力部門教育機関の連携強化を図るとともに、効率的な業務運営を行える体制とする。



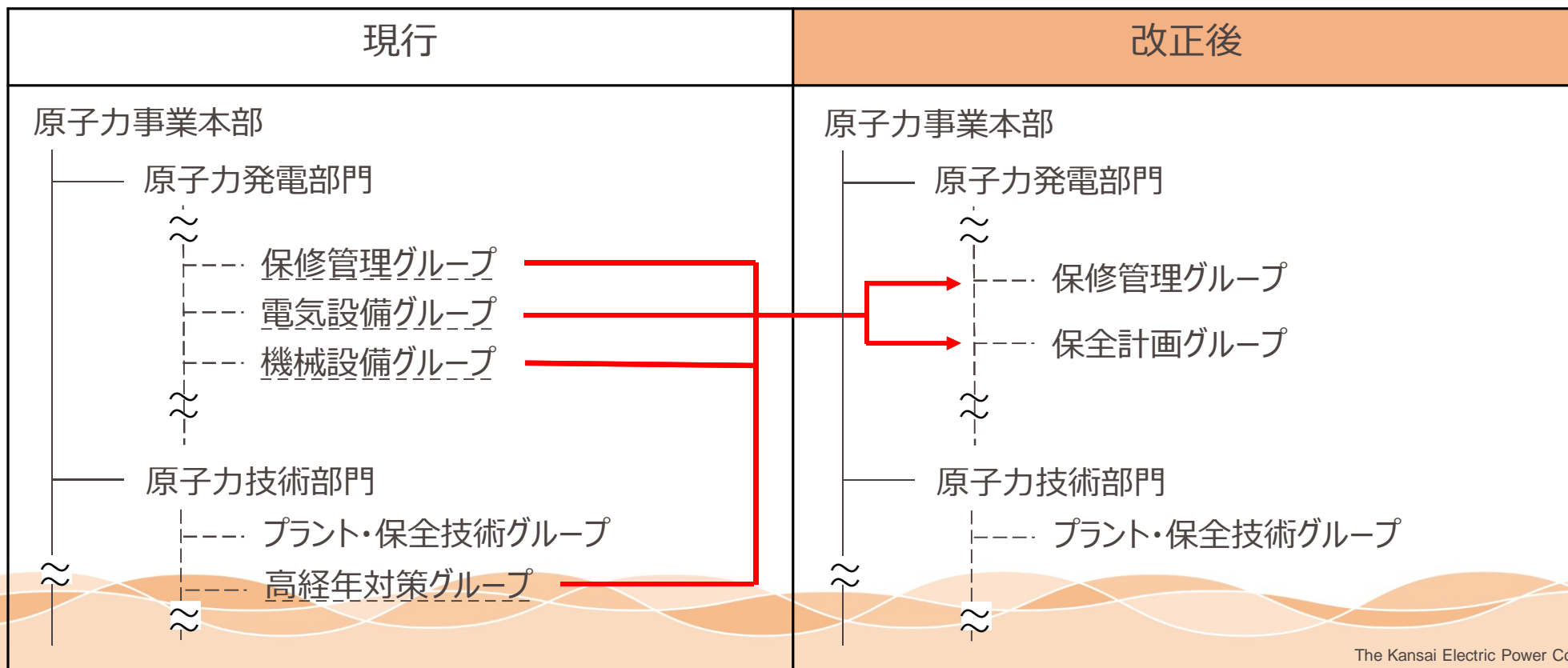
## ② 原子力技術部門の高経年化対策に係る機能の原子力発電部門への移管等

原子力技術部門の高経年化対策に係る機能（高経年化対策グループ）を原子力発電部門に移管し、原子力発電部門の保守管理グループ、電気設備グループ、機械設備グループの3グループと再編して保守管理グループ、保全計画グループの2グループとする。

（組織改正の目的）

高経年化対策に係る技術研究、技術評価、長期保守管理方針、工事計画の一連の流れをこれまで以上に連携して実施できるよう、保全計画グループに機能を集約する。

また、発電所の一元的窓口として発電所を支援する業務について、保守管理グループに機能を集約する。

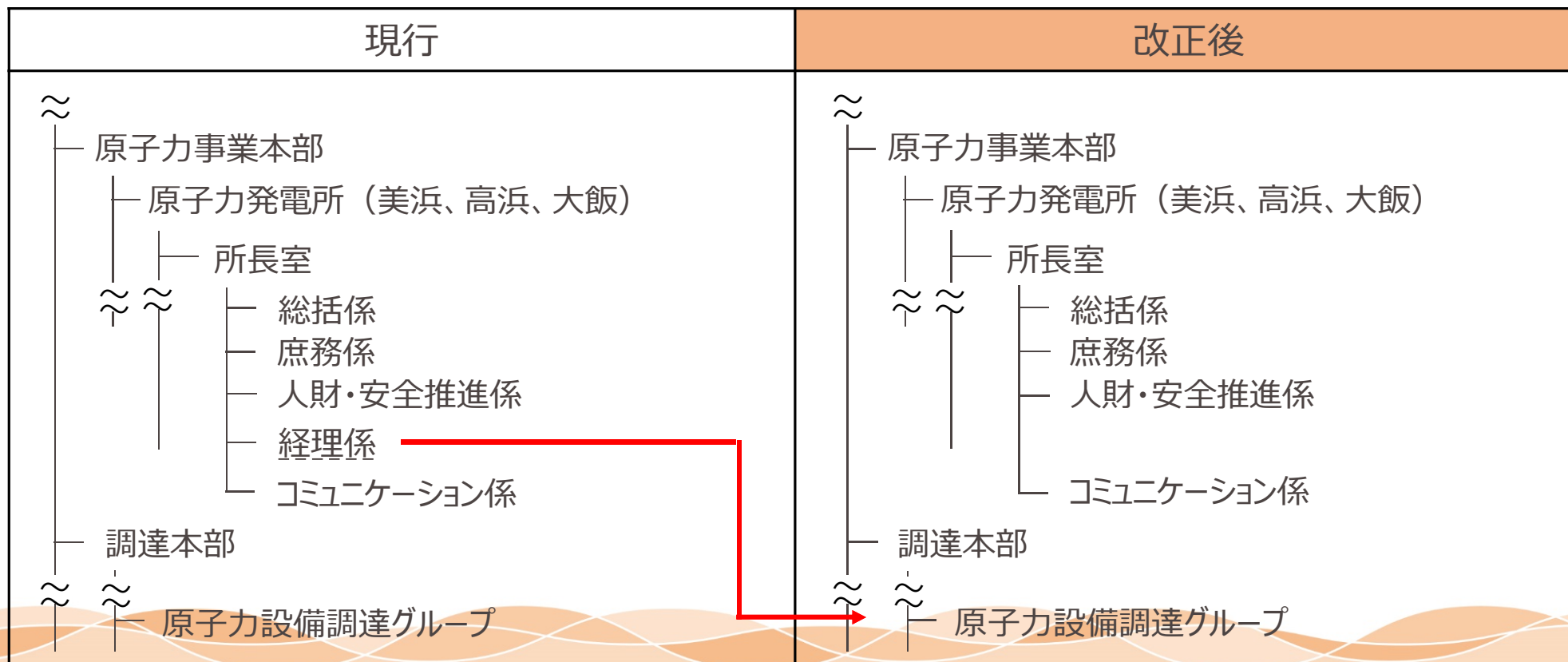


## ③ 原子力発電所の調達管理業務等の移管および所長室経理系の廃止

発電所が現状有している調達先管理業務等を調達部門に移管することに伴い、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の所長室経理系を廃止する。

(組織改正の目的)

金品受取問題を踏まえた業務改善計画の一部である「工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための取り組み」として、発電所が有している契約権限を調達部門に移管することにより実施権限と契約権限の分離を行う。これに伴い、発電所において主たる業務として契約管理等を行っている美浜、高浜および大飯発電所所長室の経理系を廃止する。



## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容

### ① 原子力研修センターと原子力運転サポートセンターの統合

- ・原子力研修センターは、原子力要員の発電、保守等に関する研修全般を実施する、  
原子力企画部門の組織  
→ 現行の保安規定では、原子力企画部門統括の職務として下記のとおり記載  
要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。）  
a
- ・原子力運転サポートセンターは、運転員の研修に特化して実施する、原子力発電部門  
の組織  
→ 現行の保安規定では、原子力発電部門統括の職務として下記の通り記載  
原子力発電所の運転保守（運転員の教育・訓練を含む。）  
b
- ・両センターを原子力企画部門の原子力研修センターに統合することにより教育機関の連携強化を図るが、研修内容はこれまでと同様に実施することから変更はない。

これに伴い、原子力発電部門から原子力企画部門へ業務が移管されることを、保安規定に適切に反映する。  
具体的には、原子力発電部門統括の職務であった上記下線部 b を削除し、代わりに原子力企画部門統括の職務に追加するために上記下線部 a を削除する変更を行う。  
(詳細は次ページ参照)

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容 (2 / 6)

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定	<p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守（運転員の教育・訓練を含む。）<u>、放射線管理、放射性廃棄物管理ならびに原子力発電施設的设计・保全に関する業務を統括する。</u></p>	<p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p>
主な業務内容	<p>原子力企画部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力研修センター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門研修計画策定</li> <li>・専門研修実施・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電基礎研修</li> <li>・品質保証基礎研修</li> <li>・原子力保修業務研修</li> <li>・原子力保修設備研修</li> <li>.....</li> </ul> </li> <li>・研修予算管理</li> </ul> </li> </ul> <p>原子力発電部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力運転サポートセンター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員の研修実施・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・再訓練監督者コース</li> <li>・再訓練制御員コース</li> <li>.....</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>原子力企画部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力研修センター                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門研修計画策定</li> <li>・専門研修実施・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電基礎研修</li> <li>・品質保証基礎研修</li> <li>・原子力保修業務研修</li> <li>・原子力保修設備研修</li> </ul> </li> <li>（再訓練監督者コース、再訓練制御員コース）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・再訓練監督者コース</li> <li>・再訓練制御員コース</li> <li>.....</li> </ul> </li> <li>・研修予算管理</li> </ul> </li> </ul>



### ② 原子力技術部門の高経年化対策に係る機能の原子力発電部門への移管等

- ・ 保守管理グループは、発電所支援、設備保全、予算管理等を行う組織、電気設備グループは、電気計装に係る設備保全計画・保全戦略等を行う組織、機械設備グループは、機械に係る設備保全計画・保全戦略等を行う組織であり、いずれも原子力発電部門の組織
  - 現行の保安規定では、原子力発電部門統括の職務として下記のとおり記載  
**原子力発電施設の設計・保全に関する業務を統括する。**
- ・ 高経年化対策グループは、高経年化対策に係る検討評価等を行う原子力技術部門の組織
  - 現行の保安規定では、原子力技術部門統括の職務として下記の通り記載  
**高経年化対策に関する技術的業務を統括する**
- ・ 高経年化対策に係る機能を原子力発電部門に移管し、保守管理グループ、保全計画グループの2グループに再編するが、業務の所掌を再整理しただけであり、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、原子力技術部門から原子力発電部門へ業務が移管されることを、保安規定に適切に反映する。（その他の業務の所掌の再整理については保安規定の記載内容に影響を及ぼさない。）

具体的には、原子力技術部門統括の職務であった上記記載を削除し、代わりに原子力発電部門統括の職務に追加する変更を行う。（詳細は次ページ参照）

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容 (4 / 6)

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定	<p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守（運転員の教育・訓練を含む。）、放射線管理、放射性廃棄物管理ならびに原子力発電施設の設計・保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）<b>および高経年対策</b>に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p>	<p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務<b>ならびに高経年対策に関する技術的業務</b>を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p>
主な業務内容	<p>原子力発電部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 保守管理グループ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所支援、設備保全、予算管理、保全体制</li> </ul> </li> <li>— 電気設備グループ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>電気計装に係る設備保全計画・保全戦略、発電所支援、電気計装技術</li> </ul> </li> <li>— 機械設備グループ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>機械に係る設備保全計画・保全戦略、発電所支援、材料技術、機械技術</li> </ul> </li> </ul> <p>原子力技術部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 高経年対策グループ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>高経年対策に係る検討評価</li> </ul> </li> </ul>	<p>原子力発電部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 保守管理グループ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所支援、設備保全、予算管理、保全体制</li> </ul> </li> <li>— 保全計画グループ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>設備保全計画・保全戦略、電気計装技術、材料技術、機械技術</li> <li>高経年対策に係る検討評価</li> </ul> </li> </ul>

### ③ 原子力発電所の調達管理業務等の移管および所長室経理系の廃止

- 各発電所の所長室および所長室経理系は、発電所に配分された権限内での調達先管理、契約および貯蔵品管理を実施する組織  
→ 現行の保安規定では、所長室長の職務として下記のとおり記載  
**調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う**
- 調達本部は、発電所に配分された権限を超える契約等を実施する、原子力事業本部外の組織  
→ 現行の保安規定では、調達本部長の職務として下記の通り記載  
**契約および貯蔵品管理に関する業務を行う**
- 発電所に配分された権限を調達本部に移管し、発電所の実施権限と契約権限の分離を図るが、業務の所掌を変更しただけであり、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、各発電所所長室から調達本部へ業務が移管されることを、保安規定に適切に反映する。

具体的には、所長室長の職務であった上記記載を削除し、代わりに調達本部長の職務に一部追加する変更を行う。（詳細は次ページ参照）

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（6 / 6）

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定	<p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括、<u>教育・訓練の総括</u>、<u>調達先管理</u>、<u>契約および貯蔵品管理</u>に関する業務を行う。</p>	<p>(11) 調達本部長は、<u>調達先管理</u>、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括<u>および</u>教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p>
主な業務内容	<p>原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所長室           <ul style="list-style-type: none"> <li>所長室長               <ul style="list-style-type: none"> <li>調達先管理、契約および貯蔵品管理</li> </ul> </li> <li>経理係               <ul style="list-style-type: none"> <li>調達先管理、契約（4,000万以下）、貯蔵品管理</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>調達本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力設備調達グループ           <ul style="list-style-type: none"> <li>契約（発電所契約除く）、貯蔵品管理</li> </ul> </li> </ul>	<p>調達本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力設備調達グループ           <ul style="list-style-type: none"> <li>調達先管理、契約、貯蔵品管理</li> </ul> </li> </ul> <p><i>(Red arrow indicates the transfer of procurement management responsibilities from the reactor site to the Procurement Department.)</i></p>

## 2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（変更前後比較表抜粋：高浜の例）<sub>12</sub>

変更前	変更後
<p>（保安に関する職務） 第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。 （略）</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育および運転員の教育・訓練を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守（運転員の教育・訓練を含む。）、放射線管理、放射性廃棄物管理ならびに原子力発電施設の設計・保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）および高経年対策に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>（略）</p> <p>(11) 調達本部長は、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。 （略）</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括、教育・訓練の総括、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>（保安に関する職務） 第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。 （略）</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>（略）</p> <p>(11) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。 （略）</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する総括、文書管理と記録管理の総括および教育・訓練の総括に関する業務を行う。</p> <p>（略）</p>

# 参考資料

今回の保安規定変更内容について、以下のとおり審査基準の要求事項に満足しているかを確認した。

- 今回、変更する美浜保安規定（第1編）、高浜保安規定、大飯保安規定（第1編）の第5条（保安に関する職務）は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」（運転段階の保安規定審査基準）のうち、以下に対応している。

**実用炉規則第92条第1項第3号** 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織

1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。
2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

[説明]

今回の変更は、組織改正に伴う本店、発電所の一部職位の職務の移管等に伴い、保安規定第5条（保安に関する職務）の職務内容の記載箇所を変更するもの（職務内容の削除または新規追加はなし）であり、既認可同様、**各職位に必要な職務内容が定められている**。また、組織(図)については保安規定第4条（保安に関する組織）に規定しているが、今回、変更はないことから、保安規定変更内容は**審査基準の要求事項を満足している**。

- 廃止措置段階の美浜保安規定第2編第141条、大飯保安規定第2編第146条（保安に関する職務）は、「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」（廃止措置段階の保安規定審査基準）のうち、以下に対応している。

**実用炉規則第92条第3項第4号** 廃止措置を行う者の職務及び組織

- 1) 本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

[説明]

上記第1編同様、職務内容の記載箇所を変更するもの（職務内容の削除または新規追加はなし）であり、既認可同様、**各職位に必要な職務内容が定められている**。また、組織(図)については美浜保安規定第140条、大飯保安規定第145条（保安に関する組織）に規定しているが、今回、変更はないことから、保安規定変更内容は**審査基準の要求事項を満足している**。